

原規規発第 2001297 号
令和 2 年 1 月 2 9 日

九州電力株式会社
代表取締役 社長執行役員 池辺 和弘 殿

原子力規制委員会

玄海原子力発電所の発電用原子炉の設置変更（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）について

平成31年2月7日付け原発本第278号（令和元年5月21日付け原発本第38号、令和元年11月15日付け原発本第143号、令和元年12月3日付け原発本第156号及び令和2年1月9日付け原発本第182号をもって一部補正）をもって、申請のあった上記の件については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の8第1項の規定に基づき、許可します。